

1 戸籍・住民基本台帳

【戸籍住民課】

1 戸籍等人口

(1) 戸籍・本籍人口（令和7年4月1日現在）

区分	戸籍数	本籍人口
本庁・出張所	194,230 戸	474,230 人

平成9年3月1日、戸籍情報システムの稼動にともない本庁一括処理

(2) 住民基本台帳人口（令和7年4月1日現在）

区分	世帯数	人口		
		男	女	計
本庁	30,000	28,763	28,078	56,841
二宮出張所	64,372	63,732	63,654	127,386
豊富出張所	20,847	20,905	21,599	42,504
高根台出張所	24,759	23,791	25,645	49,436
習志野台出張所	26,541	27,575	28,895	56,470
芝山出張所	8,126	7,920	8,232	16,152
二和出張所	12,158	13,742	14,100	27,842
窓口センター	84,031	84,082	85,574	169,656
西船橋出張所	54,855	52,765	51,716	104,481
合計	325,689	323,275	327,493	650,768

平成24年7月9日法改正により住民基本台帳人口には外国人を含む。

(3) 国籍・地域別人口（令和7年4月1日現在）

国籍	人口	国籍	人口	国籍	人口
中国	8,438	ペルー	140	ウクライナ	25
ベトナム	4,936	カンボジア	100	ラオス	23
ネパール	2,428	英国	99	コンゴ民主共和国	20
フィリピン	1,615	朝鮮	93	ドイツ	20
韓国	1,572	パキスタン	89	トルコ	20
スリランカ	778	マレーシア	89	ボリビア	19
ミャンマー	642	ロシア	85	カメルーン	17
インドネシア	593	イラン	48	コロンビア	17
タイ	415	カナダ	46	メキシコ	17
ブラジル	386	フランス	45	その他・無国籍	313
台湾	325	ウズベキスタン	42	計	24,434
米国	243	ガーナ	42		
モンゴル	221	ナイジェリア	36		
インド	181	オーストラリア	29		
バングラデシュ	161	シンガポール	26		

市民生活部

2 主要事務処理件数（令和6年度）

(1) 戸籍関係

区分	届出総件数	新戸籍	除籍	謄抄本	
				有料	無料
本庁	13,865 件	4,070 件	3,096 件	26,872 件	22,817 件
二宮出張所	933			4,877	48
豊富出張所	471			2,481	45
二和出張所	354			1,372	8
高根台出張所	524			4,335	26
習志野台出張所	892			4,903	487
芝山出張所	3,292			2,503	0
窓口センター	4,150			25,197	22
西船橋出張所	726			4,854	0
計	25,207	4,070	3,096	77,394	23,453

※他に謄抄本有料（コンビニ交付 13,260 件）

区分	出生	死亡	婚姻	離婚
本庁	2,567 件	3,183 件	4,055 件	826 件
二宮出張所	188	548	44	31
豊富出張所	81	282	14	15
二和出張所	67	199	15	11
高根台出張所	142	196	23	37
習志野台出張所	235	320	48	57
芝山出張所	152	3,000	34	19
窓口センター	1,349	334	934	343
西船橋出張所	263	167	93	33
計	5,044	8,229	5,260	1,372

(2) 住民基本台帳関係（各所での受付件数）

※二和出張所は改修工事のため令和6年8月5日から令和7年3月20日まで休館

区分	転入	転出	転居	計
本庁	10,087 件	12,021 件	3,182 件	25,290 件
二宮出張所	1,303	826	713	2,842
豊富出張所	367	346	197	910
二和出張所※	238	242	159	639
高根台出張所	666	620	564	1,850
習志野台出張所	1,572	1,327	909	3,808
芝山出張所	601	513	392	1,506
窓口センター	8,335	7,286	3,892	19,513
西船橋出張所	3,241	1,983	671	5,895
計	26,410	25,164	10,679	62,253

2 旅券（パスポート）

【船橋駅前総合窓口センター】

1 概要

旅券事務については、これまで千葉県が行ってきたが、旅券法改正により、平成 28 年から市町村への権限移譲を進めている。

これを受け、市では令和 3 年 2 月 1 日から FACE ビル 5 階の船橋駅前総合窓口センター内に船橋市パスポートセンターを開設し、旅券（パスポート）の申請の受理および交付業務等を開始した。

これにより従来と比べ受付窓口までの移動時間の短縮、交通費の負担軽減を図ることができた。

また、申請時に必要な戸籍謄本が同センターで取得できるほか、パスポート用の写真撮影、印紙・証紙の購入も可能であるため、ワンフロアで手続きすることができる。

2 受付時間

【申請】月～金 9:00～16:30

【交付】月・水・金・日 9:00～16:30
火・木 9:00～18:30

※祝休日および年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

※祝日が日曜と重なった場合は交付のみ受付

3 取扱業務

一般旅券の新規発給に係る申請の受理および交付並びにこれに付随する業務

【主な内容】

- (1) 新規申請・切替新規申請・訂正新規申請の受理および交付
- (2) 残存有効期間同一旅券申請の受理および交付
- (3) 紛失・盗難・焼失の届出の受理
- (4) 返納の届出の受理

4 令和 6 年度実績

申請件数 22,775 件

交付件数 22,418 件

3 町会・自治会

【自治振興課】

1 町会・自治会活動

市内の町会・自治会数 905 団体、加入世帯 203,717 世帯（令和 7 年 4 月 1 日現在）となっており、これらの組織によって地域活動が活発に行われている。また、この町会・自治会は、市からの行事の連絡や依頼、各種委員の推薦など、市と市民を結ぶ重要な役割を果たしている。

市民生活部

2 船橋市自治会連合協議会

(1) 目的

本会は、船橋市内における町会・自治会の相互の連携と親睦を図り、その共通の問題を民主的に研修、協議、調整し、もって市民自治意識の振興と必要な諸々の住民福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 役員

会長 1 人、副会長 10 人、事務局長 1 人（副会長兼務）、会計 1 人（副会長兼務）、監事 2 人、常任理事 57 人（24 地区から 2～4 人）

(3) 加入町会・自治会数

772 団体

3 交付金・補助金

(1) 町会・自治会等交付金および自治会連合協議会補助金

単位町会・自治会に対し、加入 1 世帯あたり年 420 円を交付している。また、自治会連合協議会の補助対象事業に対し、予算の範囲内で補助をしている。

(2) 地区連地域活動支援補助金

広域で地域活動を行う船橋市自治会連合協議会が定める会則に規定する地区連絡協議会の活動を促進するため交付している。

①地区連交付金

○市が依頼する情報の周知、各種委員の選出、市との連携等に関する協力に対して 1 地区あたり年 12 万円を交付している。

②地区連地域活動支援補助金

○地区連絡協議会が実施する地域のつながりに資する広域的な活動に対し、その活動経費の一部（対象経費の 2/3、上限 40 万円）を助成している。

(3) 町会・自治会館設置費

1 0 0 世帯以上の地域住民の利用が見込まれる町会・自治会館の整備（新築等・購入・増築・修繕）を行う場合、その費用の一部を町会・自治会からの申請に基づき交付している。

[新築等（建替含む）・購入]

基準面積×基準単価の 2/3 を上限に補助(1 万円未満切り捨て)

※基準面積より実際の建築面積が狭い場合は、実際の建築面積を使用

※基準面積×基準単価×2/3 と実際の費用(対象経費)×2/3 の低い方を補助額とする、増築も同様

[増築]

増築基準面積×基準単価の 2/3 を上限に補助(1 万円未満切り捨て)

※増築基準面積は『増築面積』と『基準面積・現在の面積』の狭い方を使用

[修繕]

(工事費－30 万円)の 2/3 を補助(1 万円未満切り捨て) 限度額：200 万円

※算出した額が、1 万円未満になる場合は、1 円未満切り捨て

[基準面積（延床面積）]

399 世帯以下：110 m²、400～699 世帯：130 m²、

700～999 世帯：150 m²、1000 世帯以上：170 m²

〔基準単価〕

建築に係る統計資料（国土交通省や国税庁）から構造別（木造・鉄骨・鉄筋）の工事単価を算出し、毎年更新

(4) 防犯灯維持管理費および設置費補助金

毎年4月1日に町会・自治会が管理している防犯灯の維持管理費補助金として、1基あたり定額電灯年額〔前年度の各月の電気料金の合算額（100円未満の端数は100円に切り上げ、40W契約まで）〕を交付している。設置費補助金は、LED防犯灯を設置した場合は防犯灯1基につき設置費の9/10相当額（限度額：灯具のみの場合45,000円、灯具及び鉄柱の場合73,800円）を交付し、鉄柱建柱の場合、1本につき設置工事費の8/10相当額（限度額：25,600円）を交付している。

4 市民センター

【自治振興課】

三山市民センターは、地域住民のふれあい及びコミュニティ活動の推進を図るため、平成10年4月に設置した。

〔施設概要〕

- 所在地 船橋市三山 8-19-1
- 敷地面積 1,679.73 m²
- 延床面積 1,693.76 m²
- 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建

〔休館日〕

- 毎月第2土曜日
- 年末年始（12月29日～1月3日）

5 住居表示

【自治振興課】

住居表示に関する法律の施行に伴い、昭和39年第3回船橋市議会定例会で「住居表示実施のため市街地の区域及び住居表示の方法を定めることについて」「船橋市住居表示審議会条例」「船橋市住居表示に関する条例」が議決されたことにより、昭和39年度から第1期5カ年計画、昭和44年度から第2期5カ年計画、昭和49年度から第3期5カ年計画、昭和55年度から第4期5カ年計画、昭和61年度から第5期5カ年計画、平成21年度坪井町の一部の地区、平成22年度馬込町及び上山町三丁目の一部の地区を実施し、市域面積の65.79%が実施済である。

1 住居表示審議会委員の構成（20人以内）

- 住居表示を実施しようとする区域の代表者
- 関係団体の代表者
- 関係行政機関の職員
- その他市長が特に必要と認めた者

市民生活部

2 表示の方法

街区方式

3 実績（人口・世帯数は実施当時）

	実施年度	人口	世帯	面積
ア) 第1期5カ年実績	第1次昭和40年度～第5次昭和43年度	104,926人	37,442世帯	11.564km ²
イ) 第2期5カ年実績	第1次昭和44年度～第5次昭和48年度	118,082人	41,697世帯	12.167km ²
ウ) 第3期5カ年実績	第1次昭和49年度～第5次昭和53年度	59,415人	19,915世帯	11.453km ²
エ) 第4期5カ年実績	第1次昭和55年度～第5次昭和59年度	75,226人	23,835世帯	13.075km ²
オ) 第5期5カ年実績	第1次昭和61年度～第5次平成2年度	26,956人	9,744世帯	6.581km ²
カ) 坪井町、馬込町及び上山町三丁目の一部地区	平成21年度、平成22年度	8,908人	3,696世帯	1.170km ²

6 市民協働の推進

【市民協働課】

1 概要

市民活動が果たす社会的な役割は、地域課題の改善や社会ニーズへの対応など、様々な場面でその必要性が高まっており、市民の創意と意欲をあらゆる場面で活かすことのできる社会づくりが求められている。

こうしたなか、市民協働課では平成30年3月に「船橋市『市民協働の指針』」の改定版である「市民参加と協働のまち船橋～市民力でまちづくりをすすめる基本指針～」を策定し、市民、市民団体、事業者など、あらゆる主体による市民協働を更に推進するための施策の実施やしきみづくりなどを推進している。

2 令和6年度の実施事業

(1) 市民公益活動公募型支援事業

地域課題への対応、市民の柔軟な発想や創意工夫を活かした取組みを支援するものとして、市民活動団体から提案のあった事業のうち、公益的な活動に対し市が支援金を交付する「船橋市市民公益活動公募型支援事業」を平成22年度に創設した。

[令和6年度実施事業]

- ・ 申込件数 20件
- ・ 交付決定件数 17件
- ・ 交付件数 17件
- ・ 種別の内訳

I型（最大支援率（初年度）	90%	限度額10万円	17件
II型（最大支援率（初年度）	60%	限度額100万円	0件

- ・支援金交付額合計 1,160,840 円

[令和 7 年度実施予定事業]

- ・申込件数 18 件
- ・交付決定件数 13 件
- ・種別の内訳
 - I 型 12 件
 - II 型 1 件
- ・支援金交付予定額合計 983,946 円

(2) 市民活動サポートセンターの運営

市民活動サポートセンターは、市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するものとして、平成 15 年 4 月に設置された施設である。

平成 23 年度に、利用団体登録制度を導入し、平成 24 年度からは、登録団体から募った市民委員で構成される運営協議会を設置し、セミナーの開催や相談窓口の開設などの各種事業を実施している。

[施設概要]

所在地 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 5 階の一部

延床面積 332.8 m²

[休館日]

年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

[登録団体数]

394 団体

(3) 「ふなばし市民力発見サイト」の運営

市内において、様々な知識、経験、技能等を持つ、若しくは公益的な活動を行う個人又は団体に関する情報を、市が収集・蓄積し、インターネットを介して提供することにより、市民力の活性化を目指す「ふなばし市民力発見サイト」を開設している。

[情報発信会員]

- ・団体 463 団体
- ・個人 7 人

(4) 市民活動推進事業の実施

市民活動など様々な社会貢献活動に参加するきっかけの場を提供するため、ふなばし市民活動フェアを開催している。令和 6 年度は様々な団体・市民が対面で交流し、ふれ合うことのできる企画を実施した。

[令和 6 年度の実施概要]

- ・開催日 令和 6 年 12 月 6 日（金）、7 日（土）
- ・開催方法
 - ・パネル展示（市民活動サポートセンター、市内各図書館、イオンモール船橋）
 - ・ボランティア体験プログラム（各団体の開催方法・日時）
 - ・プチ体験コーナー（市民活動サポートセンター及び男女共同参画センター内）
 - ・パフォーマンス実演（きららホール及び男女共同参画センター内）
 - ・ブース出展（市民活動サポートセンター）
 - ・特別企画（基調講演、ワークショップ、リトミック体験、パフォーマンス・ボッチャ体験、夏のボランティア体験 感想発表会）
- ・出展団体数 72 団体

市民生活部

(5) 市民協働推進員の設置

市民協働のまちづくりを積極的に推進していくため、庁内の各所属が自らの責任と判断のもと、必要なサービスを将来にわたって安定的・継続的に実施するための取組みをしていく市民協働推進員を各課に設置している。

- ・市民協働推進員 60 名

(6) 市民活動総合補償制度

市民が安心して市民活動を行うことができるように、市民活動中の万が一の事故に備えるため、「市民活動総合補償制度」を平成 23 年度から導入している。

[令和 6 年度事故報告状況]

- ・事故報告件数 20 件
- ・傷害事故 17 件
- ・損害賠償事故 3 件

(7) 夏のボランティア体験事業の実施

夏休み期間中の中学生・高校生・専門学校生・大学生を対象に、地域で活動を行う市民活動団体や福祉施設等でのボランティア活動を実際に体験するイベントとして「地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験」を開催している。

[令和 6 年度の実施概要]

- ・共催団体 市民活動サポートセンター運営協議会、船橋市ボランティアセンター、東邦大学 TOHO ボランティア部
- ・ボランティア受入団体・施設 68 団体
- ・ボランティア体験をした生徒・学生 508 人

7 市民安全

【市民安全推進課】

1 防犯の取り組み

町会・自治会などの住民組織、市内で活動する事業者、警察、行政等が一体となって犯罪の防止に取り組み、安心して生活できる犯罪のないまちづくりの推進を図っている。

○青色回転灯を装着した市民安全パトロールカーの「まもる号」「みはる号」「めぐる号」及び公用車により市内全域のパトロールを実施している。

○地域の自主防犯活動を支援するため、町会・自治会等を単位として結成された自主防犯パトロール隊に対し、パトロール用物資を支給している。

○町会・自治会等が青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールが実施できるように警察への申請手続きの支援を行っている。

○町会・自治会等が自主防犯活動を補完するために設置する防犯カメラの設置費及び維持管理費の一部を補助している。

○市ホームページ、広報ふなばし等により市内の犯罪発生状況を提供している。

○警察等からの犯罪情報、不審者情報、交通安全情報を電子メール等で配信する「くらしの安全・安心情報」を提供している。

○市の事務・事業から暴力団排除を進めるとともに、警察と連携を図りながら、暴力団排除に関する市民及び事業者の関心と理解を深めるための広報、啓発等を行っている。

○市民が安心して暮らせるよう、住宅に設置する防犯対策物品の購入費用の一部を補助している。

2 犯罪被害者等支援の取り組み

犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害に遭われた方やご家族、ご遺族の方が、その置かれている状況に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、犯罪被害者等支援条例を制定（令和7年4月1日施行）し、以下の支援を行っている。

（1）犯罪被害者等支援相談窓口

- ・専用ダイヤル 047-401-8054
- ・受付時間 平日午前9時から午後5時まで ※祝日・年末年始を除く

（2）経済的支援

支援名	支援金	支援対象者
第1種支援金	30万円	亡くなられた方のご遺族
第2種支援金	10万円	重傷病（療養1か月以上）を負われた方
第3種支援金	5万円	傷病（療養3週間以上1か月未満）を負われた方
第4種支援金	10万円	性犯罪（不同意性交等）の被害に遭われた方
第5種支援金	5万円	性犯罪（不同意わいせつ）の被害に遭われた方

（3）日常生活等の支援

支援名	支援金	支援対象者
家事支援金	1家族につき 5万円	家事支援が必要な方
配食支援金	家族1人につき 3万円	配食支援が必要な方
一時保育支援金	児童1人につき 7万円	一時保育支援が必要な方
一時介護支援金	介護1人につき 3万円	一時介護支援が必要な方

（4）居住の安定の支援

支援名	支援金	支援対象者
転居等支援金	1回あたり20万円(上限2回)	転居又は家屋の汚損等の復旧が必要な方

（5）法律相談の支援

支援名	支援金	支援対象者
法律相談支援金	1回あたり1万円(上限2回)	法律問題を円滑に解決するために法律相談が必要な方

（6）裁判手続の支援

支援名	支援金	支援対象者
裁判手続等支援金	家族1人につき 5万円	裁判への出席や捜査機関への協力が必要な方

（7）その他の支援

支援名	内容
安全の確保	防犯に係る指導及び助言
雇用の安定の支援	犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための措置
精神的な被害の回復の支援	心身の状況等に応じた適切な相談支援に係る情報提供

3 交通安全の取り組み

市民一人ひとりに交通安全思想の普及を図るため、警察をはじめ関係機関・団体と連携、協力を図りながら交通安全対策を推進している。

- 警察、関係機関・団体と連携・協力し、春と秋の全国交通安全運動をはじめとして、様々な街頭キャンペーンの実施や、広報ふなばし、パンフレット、ポスター等による啓発活動を行い、広く市民に交通安全の普及を図っている。
- 幼い頃からの交通安全教育が重要であることや高齢者の関係する交通事故が多いことから、警察や交通安全関係団体等と連携しながら、幼児、小学生や高齢者を中心に交通安全教育を推進している。
- 交通安全対策基本法の定めるところにより、国の第11次交通安全基本計画及び千葉県の第11次交通安全計画に基づき、交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市を目指すため、第11次船橋市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）を策定している。計画の期間は5年間であるため、第12次船橋市交通安全計画（令和8年度～令和12年度）の策定に向けて作業を行っている。
- 自転車乗車中の交通事故の被害軽減に向け、自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入者に対して、ヘルメット1個につき2,000円を補助している。

4 空家の取り組み

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、保安上危険となるおそれや、衛生上有害となるおそれがある空家等について、調査を行い、所有者等に対して適切な管理の助言等を行っている。

- 空家所有者等が適切に管理や利活用を行えるよう、関係する民間団体等と協定を締結し、相談対応や事業者の紹介といった所有者等への支援を行っている。
- 所有者が死亡し相続人が存在しない空家を清算するため、空家法に基づく民法の特例により、市が裁判所へ相続財産清算人選任の申し立てを行っている。
- そのまま放置すれば著しく「保安上危険」「衛生上有害」「景観を損なっている」等が認められる空家について、空家法に基づく特定空家等として認定を行い、必要な措置について所有者等に行政指導等を行っている。また、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家について、空家法に基づく管理不全空家等として認定を行い、適切な管理を促すよう行政指導を行っている。
- 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）を策定している。策定後5年をめどに見直しを行うこととしており、令和8年度の見直し計画の運用に向けて作業を行っている。

8 男女共同参画政策

【市民協働課】

1 概要

男女が平等の立場で多様な生き方を認め合い、家庭・地域・職場のあらゆる分野に共同参画し、個性と能力を発揮していけるような具体的な施策を実施する。

2 令和6年度の啓発事業

- (1) 令和6年度船橋市男女共同参画講演会の開催
 令和7年1月25日(土) 市民文化創造館(きららホール)
 ・南極ではたらく～かあちゃん、調理隊員になる～
 渡貫 淳子(第57次南極地域観測隊 設営・調理)
- (2) 船橋市男女共同参画情報誌「f えふ」の発行
 年1回 第43号 18,000部

3 男女共同参画推進委員会(第18期)

任期 3年以内 第18期令和6年7月～9年3月
 委員数 20人以内 第18期14人
 船橋市の男女共同参画施策の推進にあたり、必要な事項について広く意見を求めるため設置。

4 政策決定機関への女性の参画

- (1) 市議会 議員49名中 女性議員17名(34.7%)
 (2) 審議会等

設置の根拠法令等	令和7年4月1日	令和6年4月1日
法律設置	委員396名中 女性122名(30.8%)	委員398名中 123名(30.9%)
条例設置	委員354名中 女性110名(31.1%)	委員355名中 110名(31.0%)
要綱等設置	委員577名中 女性166名(28.8%)	委員493名中 151名(30.6%)
計	委員1,327名中 女性398名(30.0%)	委員1,246名中 384名(30.8%)

5 船橋市男女共同参画計画(fプラン)

男女共同参画社会の実現に向けて、市が市民とともに進める施策の基本方針とその具体的な方向性を指し示す「第4次船橋市男女共同参画計画(fプラン)」を令和4年3月に策定した。

6 男女共同参画センター

(1) 施設の概要

名称 船橋市男女共同参画センター
 所在地 船橋市本町1-3-1フェイスビル5階
 目的 男女共同参画社会の実現のための拠点施設として、女性も男性も年齢の区別なく学びあい、交流する場として開設。
 延床面積 96.20㎡
 施設の概要 図書コーナー・掲示板・情報ラックコーナー・交流コーナー
 開館時間 午前9時～午後9時
 休館日 毎週日曜日、国民の祝休日、年末年始

(2) 令和6年度利用状況

- ①利用者数
 ・団体46団体(229人) 個人4,242人

市民生活部

②相談業務

種類	利用状況	
	面接相談	電話相談
女性の生き方相談	264 件	88 件
男性の生き方相談	—	144 件
女性のための法律相談	132 件	—
合計	396 件	232 件

(3) 図書コーナーの利用状況

蔵書数 678 冊 (雑誌を除く)

○貸出者数 219 人

○貸出冊数 382 冊